

「第12次岐阜県交通安全計画（案）」に対して意見表明

日本損害保険協会中部・北陸支部岐阜損保会（会長：中山 弘・三井住友海上火災保険株式会社 岐阜支店長）では、2026年4月23日付で岐阜県から公表された「第12次岐阜県交通安全計画（案）」に係るパブリックコメントに対し、意見表明を行いました。

《パブリックコメントの概要》

交通安全対策基本法第25条の規定により、国が策定する「第12次交通安全基本計画」に基づき、岐阜県交通安全対策会議が策定するもの。

《意見内容の概要》

該当箇所	意見内容
<p>P20 （4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 「通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての広報啓発等を推進する」</p>	<p>「通勤」や「配達」に加えて、「通学」の追記を検討いただきたい。</p> <p>「Ⅱ 講じようとする対策」においても「1（1）イ 通学路等における交通安全の確保」や「2ウ 中学生に対する交通安全教育の推進」、「2 エ 高校生に対する交通安全教育の推進」に、子どもや中高生の自転車利用に関する記載がある。</p> <p>また、過去5年間の自転車乗用中の死傷者数のうち、高校生の被害が最も多く、全年齢層の23.7%を占めており、約8割が通学中の事故である。</p> <p>さらに人口10万人当たりの自転車乗用中の死傷者（年齢層別）では、最多が16歳で次いで17歳、15歳となっており、高校1年生を中心に被害が多くなっていることから、通学時や学校での指導啓発等の対策が必須と考える。</p>
<p>P20 （4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 「通学等で、利用機会が多い高校生をはじめとした全ての自転車利用者に対して、交通事故被害防止や被害軽減のため、乗車用ヘルメット着用の広報啓発等を推進する。」</p>	<p>「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車小売業者等が自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入有無の確認等に努めることとなっているため、「P74（6）（6）自転車の安全性の確保」において、「被害者の救済の十全を図るため、自転車小売業者や自転車貸付事業者など、関係事業者の協力を得つつ、岐阜県自転車条例で義務化されている損害賠償責任保険等への加入を促進する。」という記載にすることを検討いただけないか。</p> <p>また、上記記載の採否に関わらず、同条例で努力義務となっている「自転車通学者の学校の長や自転車通勤者がある事業者、自転車小売事業者による保険加入確認」について、義務化を検討いただけないか。</p> <p>自転車購入者の多くは自転車小売業者から購入することが想定されること、また、上述のとおり、高校生の自転車乗用中の死傷者数のうち約8割が通学中の事故であることから、購入時（小売業者）と使用时（学校）における保険加入確認・</p>

	<p>指導があれば、事故発生時の被害者の保護や運転者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減に大きく資すると考える。</p> <p>なお、三重県では「三重県交通安全条例」第二十六条において、自転車小売事業者や自転車貸付事業者は、「当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認しなければならない」とされている。</p>
<p>P47～P48 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 「高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品等の普及にも努める。」</p>	<p>運転免許を持たない高齢者の移動手段は、徒歩や自転車の場合が多く、令和7年は県内の自転車乗用中死者数9人のうち8人が高齢者、令和6年は死者数8人のうち8人全員が高齢者となっている。</p> <p>また、自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率が年齢層別で最も低く、自転車乗用中の車両単独の死亡事故のうち、路外逸脱や転倒が多いため、ヘルメット着用など自分を守る教育を実施する必要があるとともに、普及に努める必要がある。</p> <p>については、反射材に加えてヘルメットの普及も図る観点から、「ヘルメットや反射材用品等の普及にも努める」といった記載を検討いただきたい。</p>
<p>P51～P52 ウ 自転車の安全利用の推進 (7) 自転車の安全対策の強化 「高等学校等と連携し、自転車通学時のヘルメット着用率の向上を図るとともに、県や市町村によるヘルメットの着用の支援を推進する。」</p>	<p>前述のとおり、過去5年間の自転車乗用中死傷者数のうち、高校生の被害が最も多い23.7%を占めており、約8割が通学中の事故である。特に高校1年生の自転車乗用中死傷者数は、中学3年生より4.3倍多くなっており、入学・通学時や学校での指導啓発等の対策が必須と考える。</p> <p>自転車事故や高校生の被害を減少させるため、「自転車通学時のヘルメット着用率の向上を図る」について、「自転車通学時のヘルメット着用に関する校則化や通学条件化を推進」という具体記載にすることを検討いただきたい。</p> <p>また、上記記載の採否に関わらず、県教育委員会から全県立高校等に対し、ヘルメット着用義務化の方針を打ち出したり、校則への義務規定化を働きかけたりすることを検討いただきたい。</p> <p>東京都・千葉県・福井県等では、教育委員会において、全ての都立・県立学校で自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求めるという方針を打ち出し、各学校でヘルメット着用を自転車通学の許可条件としている。</p> <p>さらに、高校生の事故のうち、57.9%が交差点での安全進行に違反がある状況となっている。(岐阜県警交通事故統計・分析「自転車の交通事故状況(令和7年中)」)</p> <p>ヘルメットの着用推進と並行し、交差点における一時停止等、高校生の事故実態に応じた教育啓発が必要と考えられるため、「また、交差点での一時停止等、高校生の自転車事故の実態に応じた安全教育を推進する」といった記載の追記を検討いただきたい。</p>

中部・北陸支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。